（様式2）

**安全保障貿易管理に係るチェックシート**

**研究開発代表者名**：

**研究開発課題名**：

公募要領「Ⅲ. ２．（３）安全保障貿易管理について」を参照し、研究開発提案書（英語）Form Aに、外国為替令別表に該当するような技術（※）に関する記載があるかを確認し、該当する方の「□」を「■」と記載すること。

一つでも記載がある場合には、その該当箇所、該当していると考えられる理由、技術の内容等、該当する外国為替令別表の項番・項目、該当する貨物等省令の項番・項目を、最下部の表に記載すること。

**なお、本紙の内容は研究開発提案の採否には一切影響しない。**

※設計とは： 一連の製造過程の前段階のすべての段階（設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等）

製造とは： すべての製造過程（建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立/アセンブリ、検査、試験、品質保証等）

使用とは： 設計、製造以外の段階（操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 外国為替令別表の項番 | 技 術 | 確認結果 | |
| 該当する | 該当しない |
| １．武器 | 輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 | □ | □ |
| ２．原子力 | 1. 輸出令別表第１の２の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 2. 数値制御装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの | □ | □ |
| ３．化学兵器 | 1. 輸出令別表第１の３の項(１)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 2. 輸出令別表第１の３の項(２)又は（３）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの | □ | □ |
| ３の２．生物兵器 | 1. 輸出令別表第１の３の２の項(1)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術 2. 輸出令別表第１の３の２の項(2)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの | □ | □ |
| ４．ミサイル | 1. 輸出令別表第１の４の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 2. ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（１）に掲げるものを除く。） 3. ロケット又は無人航空機搭載用の電子計算機の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（１）に掲げるものを除く。） 4. オートクレーブの使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 5. 原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの | □ | □ |
| ５．先端素材 | 1. 輸出令別表第１の５の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 2. 輸出令別表第１の５の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 3. セラミック粉末又はセラミックの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（１）及び１５の項の中欄に掲げるものを除く。） 4. ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 5. ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 6. 削除 7. 複合材料の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（４の項の中欄に掲げるものを除く。） 8. 電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（４の項の中欄に掲げるものを除く。） | □ | □ |
| ６．材料加工 | 1. 輸出令別表第１の６の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 2. 輸出令別表第１の６の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（２の項の中欄に掲げるものを除く｡) 3. 数値制御装置又はコーティング装置の使用 に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（２の項の中欄に掲げるものを除く。） 4. 金属の加工用の装置又は工具（型を含む｡) の設計又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（１）から（３）まで に掲げるものを除く。） 5. 液圧式引張成形機（その型を含む。）の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（４）に掲げるものを除く。） 6. 数値制御装置の附属装置の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの | □ | □ |
| ７．エレクトロニクス | 1. 輸出令別表第１の７の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 2. 輸出令別表第１の７の項（16）に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 3. 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（１）及び４の項の中欄に掲げるものを除く。） 4. 超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（１）に掲げるものを除く。） 5. 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（(１)に掲げるものを除く。） | □ | □ |
| ８．電子計算機 | 1. 輸出令別表第１の８の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（４の項の中欄に掲げるものを除く。） 2. 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（１）及び４の項の中欄に掲げるものを除く。） | □ | □ |
| ９．通信 | 1. 輸出令別表第１の９の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 2. 輸出令別表第１の９の項（１）から（３）まで又は（５）から（６）までに揚げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（１）及び１５の項の中欄に掲げるものを除く。） 3. 通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（７の項の中欄に掲げるものを除く。） 4. 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（７の項の中欄に掲げるものを除く。） | □ | □ |
| １０．センサー | 1. 輸出令別表第１の１０の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 2. 輸出令別表第１の１０の項（２）若しくは（９）から（１１）まで又は１５の項（７）に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（２及び１５の項の中欄に掲げるものを除く。） 3. 光学部品の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（１）に掲げるものを除く。） 4. レーザー発振器の試験装置の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（１）に掲げるものを除く。） 5. 削除 6. レードームの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（４の項の中欄に掲げるものを除く。） （四の項の中欄に掲げるものを除く。） 7. レーザー光に対する物質の耐久性の試験を行うための装置又はその試験に用いる標的の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの | □ | □ |
| １１．航法装置 | 1. 輸出令別表第１の１１の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 2. 輸出令別表第１の１１の項（１）から（４の２）までに掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（１５の項の中欄に掲げるものを除く。） 3. 削除 4. アビオニクス装置の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（４の項の中欄に掲げるものを除く。） | □ | □ |
| １２．海洋関連 | 1. 輸出令別表第１の１２の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 2. 輸出令別表第１の１２の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 3. プロペラの設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（１）及び（２）並びに１５の項の中欄に掲げるものを除く。） | □ | □ |
| １３．推進装置 | 1. 輸出令別表第１の１３の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済 産業省令で定めるもの（15の項の中欄に掲げるものを除く。） 2. 輸出令別表第１の１３の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（４の項の中欄に掲げるものを除く。） 3. ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（１）及び（２）並びに１５の項の中欄に掲げるものを除く。） 4. 航空機又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（１）及び１の項の中欄に掲げるものを除く。） 5. ディーゼルエンジン又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（１４の項の中欄に掲げるものを除く。） | □ | □ |
| １４．その他 | 輸出令別表第１の１４の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの | □ | □ |
| １５．機微品目 | 1. 輸出令別表第１の１５の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 2. 削除 3. 音波を利用した水中探知装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 4. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの 5. ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの   （五の二） 水中ソナー航法装置の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（（３）に掲げるものを除く。）  （六）　ガスタービンエンジンの部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの | □ | □ |

※上記は2019/07/24時点「技術のマトリクス表」より抜粋。

チェックの際は、経済産業省ウェブサイトの最新情報を確認し、記載すること。

（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html>）

「該当する」が一つでもある場合、下記も記入：

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提案書中の該当箇所 | 該当していると考えられる理由、技術の内容等 | 外国為替令別表の該当部分 | | 貨物等省令の該当部分 | |
| 項番 | 項目 | 項番 | 項目 |
|  |  |  |  |  |  |

※経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは、以下を参照してください。

〇経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/

〇経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

〇一般財団法人安全保障貿易情報センター

http://www.cistec.or.jp/

〇安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用） 　http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\_jishukanri03.pdf